

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第28号

### 香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定の要件) 第4条 略  (1) 略 ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた工場に付随する工場を設置するものでないこと。ただし、新たに異分野の事業を行う場合は、この限りでない。 イ・ウ 略 エ 企業がその所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合は、アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する工場の生産施設（物の製造工程又は加工工程を形成する機械及び装置が専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する工場の生産施設の面積より増加すること。 (2) 略 ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた試験研究施設に付随する試験研究施設を設置するものでないこと。ただし、新たに異分野の事業を行う場合は、この限りでない。 イ・ウ 略 エ 企業がその所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合は、アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積が廃止する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積より増加すること。 (3)～(6) 略  (助成金の限度額)	(指定の要件) 第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工場 次に掲げる要件を満たすこと。  ア・イ 略 ウ 企業がその所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する工場の生産施設（物の製造工程又は加工工程を形成する機械及び装置が専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する工場の生産施設の面積より増加すること。 (2) 試験研究施設 次に掲げる要件を満たすこと。  ア・イ 略 ウ 企業がその所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積が廃止する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積より増加すること。 (3)～(6) 略  (助成金の限度額)

## 第13条 略

(特別の理由がある場合の特例)

第13条の2 工場を設置する場合において、知事は特別の理由があると認めることは、第4条第1号、第12条又は前条第1項の規定にかかわらず、指定の要件、助成金の額の算定又は助成金の限度額について別に定めることができる。

(助成金の交付申請)

## 第14条 略

別表（第12条関係）

## 1 工場の助成金の算定

区分	算定額
1 県又は県土地開発公社の管理する土地に設置する場合	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（特定分野工場にあっては、100分の12）を乗じて得た額</p> <p>(2) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額</p>
2 その他の場合	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（</p>

## 第13条 略

(助成金の交付申請)

## 第14条 略

別表（第12条関係）

## 1 工場の助成金の算定

区分	算定額
1 新築又は増築による設置	<p>投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（特定分野工場にあっては、100分の12）を乗じて得た額</p>
(2) 市町又は市町土地開発公社の管理する工業団地に設置する場合	<p>土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（特定分野工場にあっては、100分の12）を乗じて得た額</p>
(3) その他の場合	<p>土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の5（特定分野工場にあっては、100分の6）を乗じて得た額</p>
2 新築又は増築以外の設置	<p>土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに</p>

	<p><u>特定分野工場にあっては、100分の12)を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額</u></p>	<p><u>限る。)に100分の5(特定分野工場にあっては、100分の6)を乗じて得た額</u></p>
--	---	--

備考

略

## 2 試験研究施設の助成金の算定

区分	算定額
1 県又は県土地開発公社の管理する土地に設置する場合	<p><u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p>(1) <u>投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の15を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額</u></p>
2 その他の場合	<p><u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p>(1) <u>土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の15を乗じて得た額</u></p>

備考

略

## 2 試験研究施設の助成金の算定

区分	算定額
1 県が管理する工業団地又は産業支援団地に設置する場合	<p><u>投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の15を乗じて得た額</u></p>
2 市町又は市町土地開発公社の管理する工業団地に設置する場合	<p><u>土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の15を乗じて得た額</u></p>
3 その他の場合	<p><u>土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の7.5を乗じて得た額</u></p>

(2) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額

備考 略

### 3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 略

イ コールセンター

区分	算定額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	略 (1) 略 (2) 求人に要する経費（条例第3条第3項の規定による申請の日から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に支出したものであって知事の認めるものに限る。）に100分の10を乗じて得た額（上限2,000万円） (3)～(7) 略
2 業務の開始の日から2年を経過した場合	略 (1) 略 (2) 求人に要する経費（業務の開始の日後1年を経過した日の翌日から業務の開始の日後2年を経過する日までの間に支出したものであって知事の認めるものに限る。）に100分の10を乗じて得た額（上限2,000万円） (3)・(4) 略 (5) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(6)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に30万円を乗

備考 略

### 3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 略

イ コールセンター

区分	算定額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 略
2 業務の開始の日から2年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 略  (2)～(6) 略 (2)・(3) 略 (4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(5)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に30万円を乗

	<p>じて得た額</p> <p>(6) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(7)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に15万円を乗じて得た額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 求人に要する経費（業務の開始の日後2年を経過した日の翌日から業務の開始の日後3年を経過する日までの間に支出したものであって知事の認めるものに限る。）に100分の10を乗じて得た額（上限2,000万円）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(6)に規定する人数と2の項の(5)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に30万円を乗じて得た額</p> <p>(6) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(7)に規定する人数と2の項の(6)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に15万円を乗じて得た額</p>		<p>じて得た額</p> <p>(5) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(6)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に15万円を乗じて得た額</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(5)に規定する人数と2の項の(4)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に30万円を乗じて得た額</p> <p>(5) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(6)に規定する人数と2の項の(5)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に15万円を乗じて得た額</p>
3 業務の開始の日から3年を経過した場合		3 業務の開始の日から3年を経過した場合	
4 略		4 略	

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
 (経過措置)

- 2 改正後の第4条、第13条の2及び別表1の表から3の表までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定による申請を行った企業について適用する。
- 3 改正前の香川県企業誘致条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条及び別表1の表から3の表までの規定は、施行日前に行われた条例第3条第3項の規定による申請に係る指定及び助成金の額の算定については、なおその効力を有する。この場合において、過去に条例第5条第1項の規定による助成金の交付を受けた対象施設に付随する対象施設を設置するものに係る同条第2項の規定による申請が、施行日後に行われたときの旧規則別表1の表からの規定の適用については、これらの表中「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「100分の12」とあるのは「100分の6」と、「100分の5」とあるのは「100分の2.5」と、「100分の6」とあるのは「100分の3」と、「100分の15」とあるのは「100分の7.5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の3.75」とする。